

議 事 日 程

令和3年11月25日（木曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第8号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）

専第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第51号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

副 村 長 桂川憲生

教 育 長 神戸誠

総 務 課 長 今井明德

村 民 課 長 安江修治

産 業 振 興 課 長 伊藤秀人

地 域 振 興 課 長 村雲修

建 設 環 境 課 長 安江透雄

教 育 課 長 有田尚樹

保 健 福 祉 課 長 兼
診 療 所 事 務 局 長 河田孝

診 療 所 事 務 長 安江輝彦

会 計 管 理 者 今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局

書 記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和3年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）及び専第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）の2件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和3年11月25日提出、東白川村長。

記1. 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）（別紙）。2. 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）（別紙）。

次のページを御覧ください。

専第8号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,802万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年10月1日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただき、7ページから説明させていただきます。

7ページをお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は2,130万円でございます。普通交付税の追加で、収支のバランスを取るものです。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額は10万円でございます。農林水産施設災害復旧費分担金ということで、事業費の5%の受益者分担金でございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額は127万3,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

4款1項2目予防費、補正額は127万3,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、接種費用負担金の追加でございます。特定財源につきまして、国からの交付金127万3,000円を充当しております。

5目環境対策費、補正額は250万円の追加でございます。環境総務費で、繰出金で、簡易水道特別会計繰出金で運営費分でございます。内容につきましては、特別会計の中で説明させていただきます。

6款2項3目林道総務費、補正額は800万円の追加でございます。工事請負費で、西洞地区の立野作業路の復旧に要する費用でございます。内容につきましては、10月の全協で御説明申し上げたとおりでございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額は200万円の追加でございます。工事請負費ということで、村単農業用施設の災害復旧工事で、大明神の中島堰の復旧工事費用です。特定財源としまして、5%の分担金10万円を財源としております。

次のページを御覧ください。

2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額は540万円の追加でございます。村単道路災害復旧費で、久須見の村道大開線240万円、柏本宮代線300万円の工事費の追加でございます。

2目河川災害復旧費、350万円の追加でございます。村単河川災害復旧費ということで、黒淵の

穴沢谷の護岸復旧工事の追加でございます。工事内容につきましては、いずれも全協で御説明申し上げたとおりでございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

専第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,449万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年10月1日、東白川村長。

それでは、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページからお願いします。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額250万円の増。説明欄を御覧ください。一般会計の繰入金、運営費分となっております。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

3款1項1目施設維持管理費、補正額は250万円の増となっております。説明欄を御覧ください。14節の工事請負費で施設の修繕工事、15節の原材料費で応急修理用の資材で50万円となっております。こちら漏水対応で、9か所分の工事費と資材費の補正となっております。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第8号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）及び専第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）の2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第8号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第4号）及び専第9号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）の2件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第51号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第51号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,603万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和3年11月25日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、4ページを御覧いただきたいと思います。

第2表 地方債補正。

変更点のみ説明させていただきます。

起債の目的、過疎対策事業。変更前限度額1億1,070万円、これに220万円を追加させていただき、変更後は限度額1億1,290万円にするものです。

6ページからの事項別明細書を省略させていただき、8ページを御覧いただきたいと思います。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は162万5,000円の追加でございます。普通交付税を追加して、収支のバランスを取るものです。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は417万9,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付によるものでございます。

20款1項3目民生債、補正額は220万円の追加でございます。過疎対策事業債で、せせらぎ荘の屋根・雨どいの修繕工事の財源にするものでございます。

次のページを御覧ください。

3. 歳出。

2款1項13目新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額は500万円の追加でございます。

説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、国からの交付金を475万9,000円減額し、一般財源をその分充当するものでございます。

感染症拡大防止協力金事業につきましては、国からの交付金46万2,000円を追加し、一般財源をその分減額するものでございます。

ふるさと便事業につきましては、国からの交付金を18万3,000円減額し、一般財源を18万3,000円追加するものでございます。

白川茶新茶販売促進事業につきましては、国からの交付金を210万5,000円減額し、一般財源210万5,000円を追加するものでございます。

子育て世帯への給付金支給事業につきましては、国からの交付金を12万円減額し、一般財源を12万追加するものでございます。

事業所対策補助金交付事業につきましては、国からの交付金を800万円減額し、一般財源を800万円充当するものでございます。

フォレストスタイル契約成立キャンペーン事業、これにつきましては新しい事業でございます。補助金で、フォレストスタイル契約成立補助金ということで、1棟につき上限で50万円、10棟分の補助金を追加するものでございます。これにつきましては、国からの交付金を500万円充当しております。

避難所等環境改善事業につきましては、国からの交付金を360万円充当し、一般財源を360万円減額するものでございます。

学校保健会事業につきましては、国からの交付金を2万5,000円減額し、その分を一般財源から追加するものでございます。

村内消費拡大対策事業につきましては、国からの交付金を1,100万円充当し、一般財源を1,100万円減額するものでございます。

WEB会議室整備事業につきましては、国からの交付金を60万円減額し、一般財源を60万円追加するものでございます。

行政手続の対面見直し支援事業につきましては、国からの交付金4万円を追加し、一般財源4万円を減額するものでございます。

医療従事者応援事業につきましては、国からの交付金を69万8,000円充当し、一般財源を69万8,000円減額するというもので、フォレストスタイル事業以外につきましては、事業費の確定や決算見込みによりまして交付金の充当を増減させます財源補正でございます。

3款1項4目老人福祉費、補正額は228万円の追加でございます。せせらぎ荘の屋根・雨どい修

繕工事につきまして、面積が増えたことと資材が値上がりしておりますので、増額補正して行うものでございます。特定財源として過疎債220万円を充当させていただいております。

次のページを御覧ください。

2項2目認可保育所費、補正額は0円でございます。保育環境改善等事業のほうで財源補正を行うものでございます。国からの交付金を32万9,000円減額し、一般財源32万9,000円を充当するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、こちらも財源充当でございます。道路橋梁維持事業の中の日照支障木の除去事業に充てていましたコロナの交付金を減額して、一般財源に切り替えるものでございます。交付金50万円を減額し、一般財源50万円を充当するものでございます。

10款5項2目体育施設管理費、補正額は72万4,000円の追加でございます。学校開放施設管理費のその他修繕料ということで、先ほど申し上げました中学校のバスケットゴールが故障しているために、これを修繕する費用でございます。

補正内容につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

歳出のほうの2款1項13目で、新型コロナウイルスの感染症対策事業ということで、新規に今年度もまたフォレストスタイルの契約成立キャンペーン事業ということで、やっていただけるということです。

昨年度は100万円で見越しておって、その後の棟数が増えたらいかがですかというようなことを昨年もお伺いしてお願いをしたわけですが、それ以上に受注をさせていただけたかなど、村の建築業者さんも。その分も昨年は補助をつけていただけたということでしたけれども、今回、一応50万の10棟分ということですが、これ10棟以上になっていただきたいという意味もありますけれども、そういった場合の予算的なものはこれで打ち止めなのか、これ以上受注をしてもこの補助が受けられるのか、お聞かせいただきたいです。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ただいまの御質問ですが、基本的には10棟以上あっても補助はさせていただきたいと思っております。やっぱり景気対策といいますか、そういう事業でありますので、しっかり対応させていただくということでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の関連ですけれども、この期間というのは、この議会が承認された後の3月までなのか、今年度に遡ってやられるのか、ここら辺の間隔を教えてください。

○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

ただいまの期間についての質問に対して御説明させていただきます。

御承認いただきましたら、本日からスタートさせていただいて、期間としては、本当は年度内を保ちたいところなんですけど、書類等の提出の期間も考慮しまして、令和4年2月28日までの契約者の方に限るという形で対応させていただく予定です。以上です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 令和3年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員